

カテゴリー	問	答
1 公募全般	交付規程第8条の標準処理期間60日は、営業日や休日を含むか。	いずれも含まれます。
2 公募全般 (施設の運用・管理体制)	「施設等運用等計画」について、運用計画や管理体制が申請段階で未確定でも応募可能か。また、提出後に計画の修正は可能か。	公募の期限までに可能な限り具体的な計画を御提出下さい。
3 公募全般 (施設の運用・管理体制)	竣工後の施設管理を外注する場合、公募申請時と異なる社となることは許容されるか。	交付決定を受けた際の施設等運用等計画から重大な変更がなければ許容されます。
4 次回公募	今秋の次回公募の対象にはデータセンター、サーバー、IX設備は含まれる予定か。海底ケーブル・陸揚げ局のみが対象か。	少なくとも今回公募の対象とならなかったもの（陸揚局・海底ケーブル等）については、今秋の公募の対象とすることを予定しておりますが、その他詳細は決まっております。
5 助成対象／対象外	データセンター内に設置される執務室は助成対象となるか。	データセンターに従事する方が常駐するために必要な設備は助成対象です。
6 助成対象／対象外	外構工事の対象はデータセンター敷地内に限定されるか。道路をはさんだ隣接する既存データセンターに、道路を横断する管路構築の際の工事費は対象にできるか。	データセンター敷地外は一部を除き、助成対象外です。
7 助成対象／対象外	建物に抵当権を設定することは問題ないか。	助成金の交付を受けて建設された建物への抵当権の設定は、補助金適法法に基づき制限される財産処分に該当することから、認められません。
8 評価基準	「2-2 将来性」に掲げる10haは、申請者単独で負わなければならないか。	申請者が必ず単独で負わなければならないものではありません。他者によるものも含めて将来的なデータセンターの集積といった拡張性が見込めることを説明いただければと思います。
9 評価基準	「1-2-2 有効性」について、地域IXがない地域は、どうすれば良いのか。	地域IXはあくまでも例示です。今回建設するデータセンターがネットワーク効率化に資するものであることを示していただければと思います。
10 評価基準	「1-5-1 環境性」について、非化石証書の取得は再生可能エネルギーの活用と認められるか。	認めます。
11 申請	データセンター建設とサーバー設備が別の事業者の場合、申請は別々か。 サーバー設備構築のみとして申請する会社は、データセンターに関する資料は準備できないが、その旨を申請様式に記載して提出すればよいのか。	はい、事業者毎に申請をお願いします。 本助成事業は、助成金の交付を受けるデータセンターに設置されるサーバ等でなければ助成されないため、サーバ等の設置者がデータセンターに関する資料を提出できないとは考えておりません。
12 提出書類全般	書類への押印はすべて不要か。	弊法人の指定する様式では押印は不要です。 添付される資料についての押印はそれらの資料の扱いに従ってください。
13 提出書類全般	添付資料の枚数やデータ量などに制限があるか。 申請に関する補足資料・事業体制や特徴など、規定の書類に記載しきれない場合は、どうすれば良いか。	制限はありませんが、当該資料はわかりやすい構成として下さい。 また、「提出書類一覧表」に当該資料名を追記し、必要に応じ「対応する評価基準」の欄に関係する評価基準を記載して下さい。
14 提出書類 (03,04,06,08-1)	事業費や経費見積書の金額は年度毎に分けて記載が必要か。	応募の段階では年度単位に分けて記載いただく必要はありません。
15 提出書類 06_間接補助事業実施計画	6 設置場所の詳細について、土地を未取得の場合はどのように記載すればよいのか。	「購入・既所有」にチェックを頂き、その右に取得予定の旨を記載してください。
16 提出書類 08_21見積の根拠となる資料	助成金を受ける設備に関する見積書は全て申請書類へ添付が必要か。	基本的に必要となります。送付が難しい等の問題があれば、弊法人へ個別にお問い合わせください。